様式３

誓約書

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

次について誓約いたします。

１　日本国内に本社，本店，支店又は事業所等の活動拠点を置いている法人等であること。

２　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

３　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

４　本市における不動産の売却に係る契約手続において，地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で，その事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人，支配人，その他の使用人又は入札代理人として選任する者でないこと。

５　市町村又は特別区税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。また，法人にあっては，法人税を滞納していない者であること。

６　公募の日から応募申込書提出日までのいずれの日においても，旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

７　公序良俗に反する事業の用に供する者でないこと。

８　旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団，同条第２号に規定する暴力団員又は暴排条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

９　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。

10　指定期日までに売買代金の支払が可能であること。

11　提案した事業内容を自ら適切に実施できること。

12　提案した事業の実施に必要な免許，知識，経験（実績），資力，信用及び技術的能力を有すること。

13　１～12について，事実と相違する場合，旧旭川市立雨紛保育所施設利活用募集の応募ができないと認定されても異議のないこと。また，応募申込受付後に事実の相違が発覚した場合，応募資格を喪失することに異議を申し立てないこと。

14　８及び９の内容について市が必要と認めた場合，応募者（法人にあっては代表者及び役員）に名簿の提出を求め，誓約の内容を確認するために警察その他関係機関に照会することを承諾すること。なお，市が求めた名簿の提出を拒み，又は照会の結果，事実の相違が発覚したときは，応募資格を喪失することに異議を申し立てないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒　　　－ |
| 応募者名（法人の名称等） |  |
| 役職・代表者氏名 | 印　　　 |